

ID: 139

担当部署: 環境課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	高根沢町の美しく住みやすい環境づくりに関する条例 第18条第1項		
例規番号	平成9年条例第5号		
【基準】 第18条の規定による。 (命令等) 第18条 町長は、前条の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないと認められるときは、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 2 前項の規定に基づき命令を受けた者は、当該処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、町長に対して審査請求をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日